

# 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 27 年度～平成 29 年度）（案）の概要

## 計画の位置づけ等

- 高齢者福祉計画（老人福祉法第 20 条の 8）と介護保険事業計画（介護保険法第 117 条）を一体のものとして高齢者施策を総合的に推進するための計画として策定
- 団塊の世代がすべて 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）を展望し、地域包括ケアシステムの構築に向けて策定
- 「堺市総合計画 堺 21 世紀・未来デザイン」及び「堺市マスタープラン さかい未来・夢コンパス」を上位計画とする関連計画「堺あったかぬくもりプラン 3（地域福祉計画）」「新健康さかい 21（第 2 次）」等
- 学識経験者、市内関係団体、市民団体等から構成される「堺市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会」において検討

## 国の動向（介護保険制度改正の主な内容 平成 27 年 4 月施行（一部を除く））

- サービスの充実と重点化・効率化
  - ・在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実強化
  - ・全国一律の介護予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む「新しい総合事業」に移行し多様化
  - ・特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護 3 以上に限定（既入所者は除く）
- 費用負担の公平化
  - ・低所得者の保険料軽減の拡充
  - ・一定以上の所得のある利用者の自己負担割合を引上げ
  - ・低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

## 【高齢者を取り巻く現状】

### 高齢者人口・要介護等認定者数（1 号）の推移

（各年 9 月末時点）

|          | 平成 26 年   | 平成 29 年(推計) | 平成 32 年(推計) | 平成 37 年(推計) |
|----------|-----------|-------------|-------------|-------------|
| 人口       | 848,111 人 | 842,692 人   | 834,174 人   | 812,267 人   |
| 高齢者人口    | 216,948 人 | 229,207 人   | 230,907 人   | 223,140 人   |
| 高齢化率     | 25.6%     | 27.2%       | 27.7%       | 27.5%       |
| 前期高齢者比率  | 14.6%     | 14.3%       | 13.4%       | 10.4%       |
| 後期高齢者比率  | 11.0%     | 12.9%       | 14.3%       | 17.0%       |
| 要介護等認定者数 | 46,526 人  | 52,741 人    | 57,982 人    | 65,351 人    |
| 認定率      | 21.4%     | 23.0%       | 25.1%       | 29.3%       |

- すでに 4 人に 1 人が高齢者
- 高齢化率のピークは平成 32 年ごろで、27.7%
- 高齢者人口のピークを越えても、後期高齢者・要介護等認定者は増加
- 認知症高齢者：19,724 人（高齢者人口の 9.1%、H26.9 末時点）  
※介護認定調査時に何らかの見守りが必要と判定された方（日常生活自立度Ⅱ以上）  
※(参考)国が想定する認知症予備軍も含めた H24 年の推計値（高齢者人口の約 28%、約 862 万人）から推計した H26.9 末の堺市の推計：約 6 万人

### 高齢者等実態調査から見える市民の意識

【平成 25 年 12 月堺市高齢者等実態調査】

＜一般高齢者調査 有効回答者数 2,822 人のうち＞

- 現在の住まいに住み続けたい 68.7%
- 自宅で介護を受けたい 53.3%
- 認知症の予防について知りたい 39.2%
- 自主的な支えあいや助けあいが必要だと思う 69.1%

＜在宅でのサービス利用者調査＞

利用者（有効回答者数 3,878 人のうち）

- 在宅での生活を続けるため、必要な時にいつでも介護サービスを受けたい 30.5%

介護者（有効回答者数 2,435 人のうち）

- 介護をすることは精神的な負担が大きい 39.7%
- 介護者の休息は必要だと思う 59.5%

### 課 題

- 高齢者ができる限り住み慣れた地域で継続して生活できるよう、医療・介護・生活支援等のサービスを適切に組み合わせて提供できる体制づくり
- 増加する認知症高齢者に対する施策の推進
- 介護サービスの質の向上、ニーズに合わせた適切な施設整備
- 介護予防訪問介護・通所介護を全国一律の給付から、市が取り組む「新しい総合事業」への円滑な移行
- 高齢者の健康づくりの支援や社会参加と生きがいづくりの促進
- 介護保険サービスの利用者が増加する中で、適正な介護保険料の改定  
（参考）第 4 期介護保険料（基準額）4,837 円/月  
第 5 期介護保険料（基準額）5,349 円/月

## 基本理念

安心して すこやかに いきいきと暮らせるまち 堺

## 計画目標

「生活の安心を支える」「すこやかに暮らす」「いきいき暮らす」

高齢者ができるだけすこやかに、いきいきと毎日を過ごし、  
何らかの支援が必要となったときも、自分らしく、社会とのつながりの中で、  
安心して暮らし続けることのできる社会づくりをめざして

2025 年(平成 37 年)をめどに、地域包括ケアシステムの構築を推進

### ＜参考＞地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、できる限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができるよう、地域で医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制

## 【今後のスケジュール】

平成 27 年 1 月

- パブリックコメントの実施

平成 27 年 3 月

- 堺市介護保険条例の改正
- 第 5 回高齢者福祉専門分科会の開催
- 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定

【基本理念】 【計画目標】

【施策展開】

【主な取組】

【主な新規事業】

安心で  
すこやかに  
いきいきと暮らせるまち  
堺

生活の安心を  
支える

すこやかに  
暮らす

いきいき  
暮らす

地域  
包括  
ケア  
シス  
テム  
の  
構  
築

在宅ケアの充実

- ①医療・介護の連携強化
- ②地域包括支援センターの運営
- ③在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実
- ④市民への情報提供の充実や意識の啓発

認知症支援の充実

- ①認知症に関する普及啓発の推進
- ②認知症への適切な対応
- ③認知症家族等への支援や居場所づくり
- ④権利擁護支援の充実

高齢者が安心して  
暮らせるまち・  
住まい

- ①住宅改修等の推進
- ②サービス付き高齢者向け住宅等の質の確保に向けた取組の推進
- ③バリアフリー化やユニバーサルデザインの推進
- ④災害等緊急時に備えた支援の充実

介護サービス等の  
基盤整備

- ①介護サービスの質の向上
- ②介護人材の確保・育成
- ③介護保険施設の適正な整備
- ④介護給付適正化事業の推進
- ⑤費用負担への配慮
- ⑥介護保険制度に関する啓発、相談、苦情対応等

介護予防の推進と  
新しい総合事業の  
実施

- ①介護予防事業の再編と普及啓発
- ②リハビリテーション専門職を活かした取組の推進
- ③介護予防・生活支援サービス事業の実施

健康の保持・増進

- ①地域に根ざした健康づくり
- ②生活習慣病などの疾病の重症化予防

高齢者の社会参加  
と生きがいの  
支援

- ①情報提供ときっかけづくり
- ②担い手の育成
- ③社会参加の機会の提供
- ④家族介護者等への支援の充実
- ⑤消費者被害の未然防止及び救済

○高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、医療・介護の連携に向けた取組を推進する。  
在宅医療に関わる医療従事者の確保や質の向上を図ることで、途切れることのない医療提供体制を進めていく。  
○在宅医療や介護について市民に分かりやすい情報の提供や広報、市民の意識啓発を進める。

○認知症サポーターなどの養成や啓発パンフレットの作成・配布等を通じ、認知症に対する正しい理解を深める。  
○認知症ケアパスの作成・普及や認知症初期集中支援チームの設置、認知症に対応する医療介護従事者等の人材の育成を進める。

○高齢者の身体状況等に合わせて住まいを選ぶことができるよう、冊子の作成・配布により啓発を進める。  
○サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームへの定期的な立入検査を行うなど、サービスの質を確保するための取組を進める。

○介護業界への入職者の拡大と定着・育成に向けて、介護事業者の自立的な環境改善のための取組を促進し、介護業界全体の魅力向上を図る。  
○サービス提供責任者研修、居宅介護支援事業者研修等を実施し、事業者職員の技術向上をめざすとともに、事業者に対する確かな情報提供を行う。

○心身機能の改善や社会参加の促進など、リハビリ専門職を活かした取組を推進する。  
○平成29年4月の新しい総合事業への円滑な移行に向けて、ボランティアや民間企業など多様なサービスの提供体制を構築する。生活支援コーディネーターを配置し、サービス資源の開発やネットワーク構築を進める。

○住み慣れた地域で、仲間とともに健康づくりに取り組めるよう、自主活動グループの育成を行う。  
○高齢者が、「自分の健康は自分で守る」意識を持ち、かかりつけ医を持ち、定期的に受診することや健（検）診を定期的に受けることが定着するように、その周知に努める。

○高齢者の豊かな知識や経験を地域活動に活かすため、高齢者への学び直しの機会の提供や活躍の場の開拓を行う。  
○市民主体の介護者を支える活動や交流機会の充実を進めるとともに、仕事と介護を両立できる職場環境づくりや介護への備えを促進する。

○在宅医療・介護連携のネットワークの推進  
・医療と介護の連携を推進するための取組

○地域ケア会議の実施  
・多職種連携による高齢者支援を進めるための協議

○認知症ケアパスの作成・普及  
・認知症による生活機能障害の進行にあわせたサービス提供の流れを示す。

○認知症初期集中支援チームの設置  
・医療や介護の専門職で構成されるチームによる認知症の方などへの後方支援

○複合型介護予防教室  
・運動、口腔、栄養、認知症等介護予防すべての要素を含めた教室の実施

○地域リハビリテーション活動支援事業  
・地域におけるリハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組の推進

○生活支援コーディネーターの配置  
・生活支援サービスの充実に向けて、担い手の養成や地域資源の開発等を行う。